

武蔵野市の コミュニティ構想

武 蔵 野 市

武蔵野市は、武蔵野市長期計画策定市民会議という市民参加機構をもうけて、昭和46年2月に「武蔵野市長期計画」を策定したが、この長期計画においてコミュニティを武蔵野市の〈市民生活の基礎単位〉とするような位置づけをおこなった。コミュニティについての基本的考え方は次のとおりである。

- (1) コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。したがって上からの制度的強制ではない。
 - (2) コミュニティは、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。したがって閉じられた閉鎖的都市空間ではない。
 - (3) コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策はおこなわない。
 - (4) 市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって「市民施設長期計画」を策定する。
- この意味で武蔵野市コミュニティ構想はハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。

I コミュニティの意義と位置

現代における自治体の課題は

- (1) 自治体内部での民主主義の実現
- (2) シビル・ミニマムの保障
- (3) 都市改造の推進
- (4) 国に対する市民の意見の主張
- (5) 自治体機構の民主的能率化

をあげることができる。この課題がいきいきと達成されるためには、市民の市政参加こそが必要であり、また市民参加が自治体を自治体たらしめる基本原理である。

この市政参加の過程でコミュニティを中心とする地域生活単位が市民自身によってうみだされなければならない。このコミュニティは新しい「ふるさと」武蔵野市の基礎単位となるであろう。

市民自治の精神に則り、市政にたいする市民参加が多様な形態でおこなわれるためには、市民相互の交流、あるいは市民と市長・市議会・市行政機構との間の対話が活発におこなわなければならない。そのためには、次のような条件が整えられる必要がある。

1. 市民参加システムの形成
2. 地域生活単位（コミュニティ）の構成
3. 市民センターとしての市庁舎改築

Ⅱ 地域生活単位の構成

市民相互の対話や意見の交流，あるいは市政参加の条件をつくり，また市民の連帯を築きあげるためには，その基礎として，コミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれに対して，市民施設を適切に各コミュニティに配置するようにつとめる。

このコミュニティづくりは市がおしつけるべきではなく，市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたっておしすすめていくものであろう。

このコミュニティは伝統社会の自然村とは異って，地理的にも生活的にも閉鎖性をもたない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば，今日では市民の生活要求は，多様になるとともに，市民の階層によって分かれているからである。

したがって，市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく，むしろ構想をしめすにとどめ，市民施設をそれぞれの地域に平等に，またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し，市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう。このような考え方にたって武蔵野市においてほぼ八つのコミュニティを想定する。（第1図参照）

このようなコミュニティを基礎とし，より広い交流をはかる場として，吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅の駅勢圏を前提に，吉祥寺・中央・境の三つの地区を構想し，またこれに必要な市民施設を設置する。

さらに市の全域を対象とする市民施設がこれに加わる。

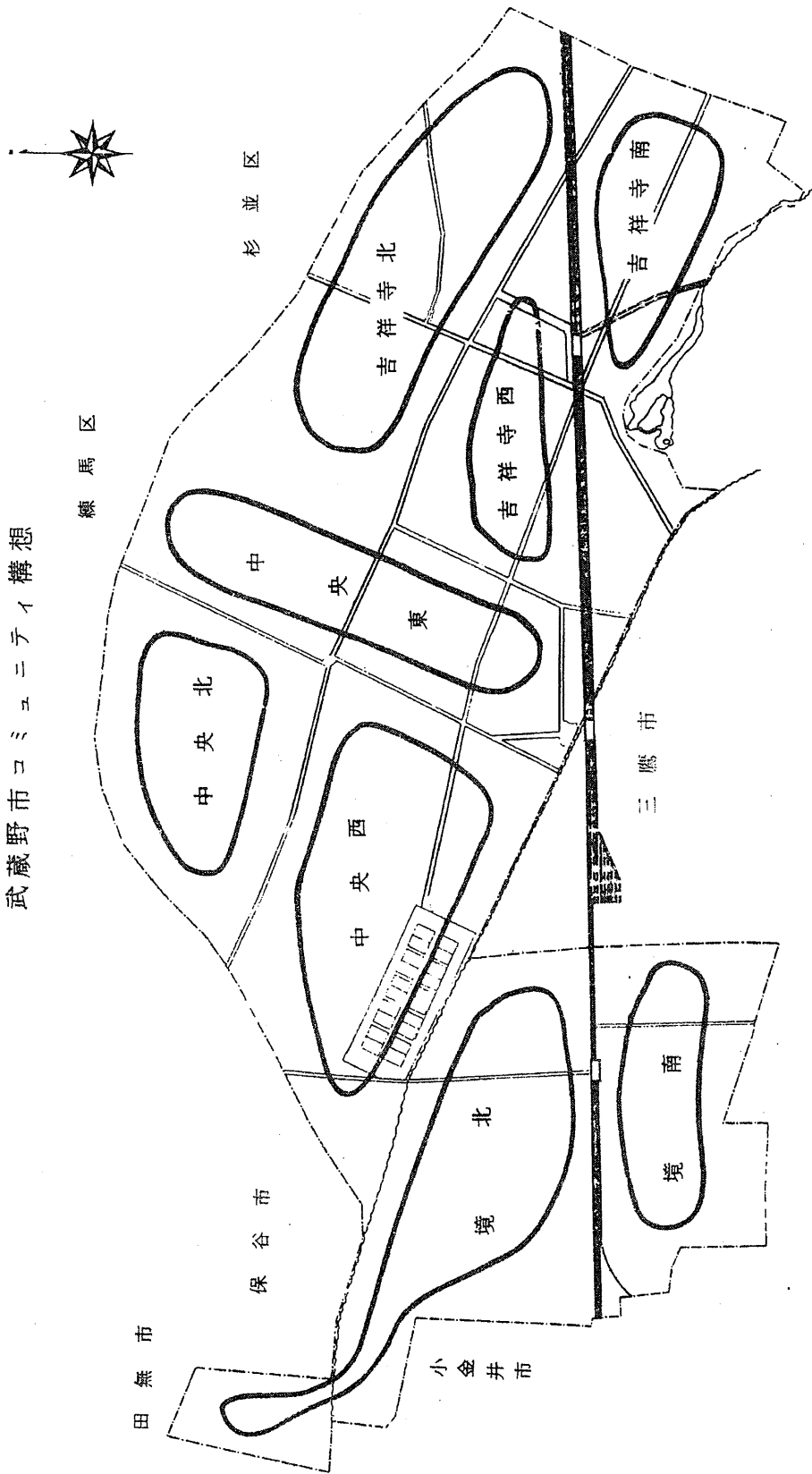
このように武蔵野市の生活空間は三層性をもつ。（第2図参照）これらの三層性からなる地域生活単位は，それぞれに問題や行政の内容，性格に

応じて活用され、生活要求の分化に対応して（第3図参照）全市民の間のキメ細かい交流を促進し、ひいては地域における民主主義のいきいきとした展開にやくだつものである。

したがってこのコミュニティの構想は、市域を学校区や出張所管轄区によって機域的に分割したものではない。第1図にみられるように地域社会の特性に対応した模型図となっているのはそのためであり、とくにコミュニティ相互の交流などが考慮されている。しかもこの地区配分は、現実の老人クラブ、保育所などの配置と対応している点においてはまた地域生活に密着している。しかしながら将来の問題としては、小・中学校区、出張所管轄区の再編へとつながるかもしれないという点も配慮している。

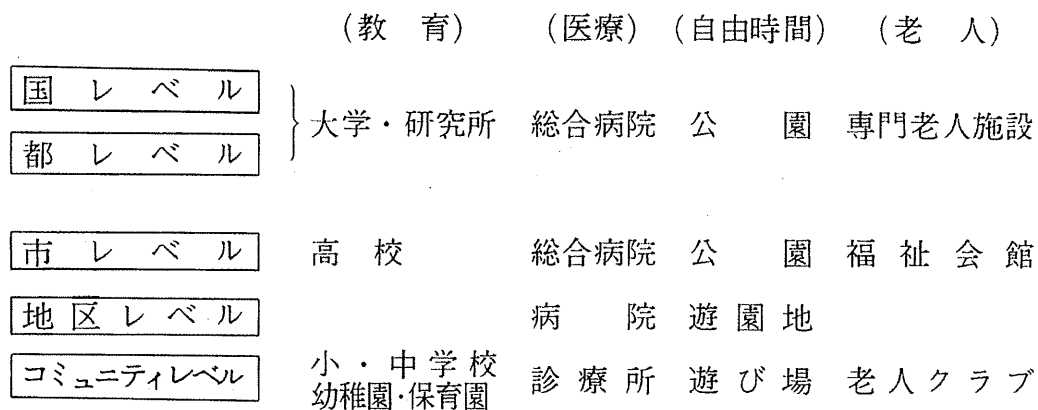
第 1 図

武蔵野市コミュニティ構想



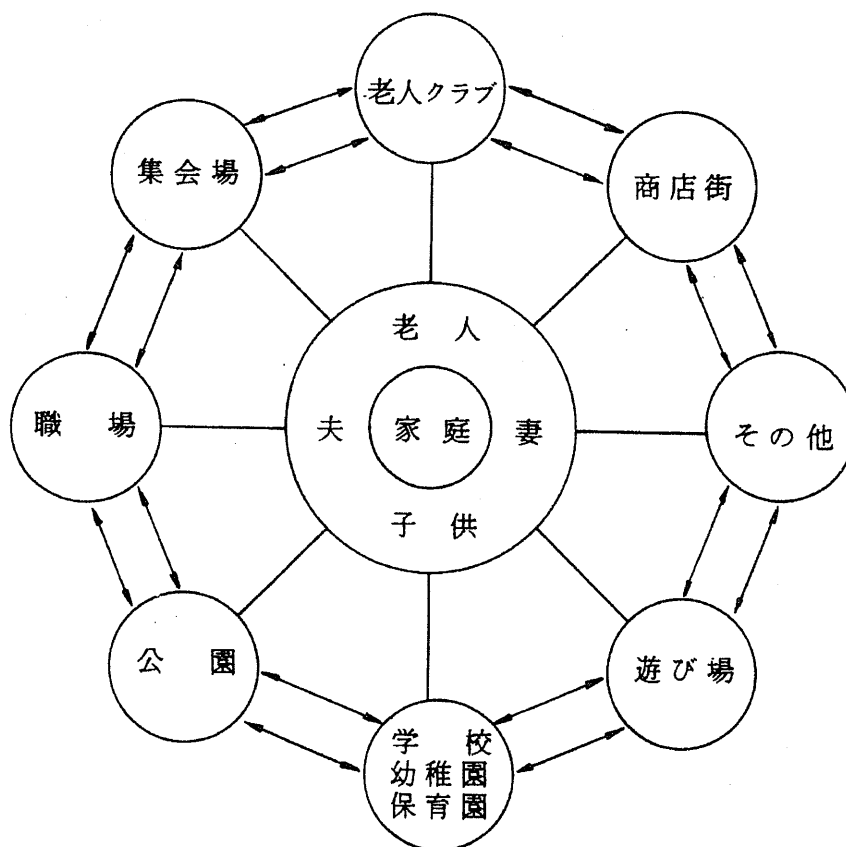
(第2図)

生活要求重層図



(第3図)

生活要求分化図



Ⅲ コミュニティづくりのための市政課題

このコミュニティづくりのためには、市は、たんにコミュニティだけの構成を追求するのではなく、市民生活全体の水準の上昇さらに都市改造への展望をもたなければならない。むしろこのような市政課題に市がこたえることによって市民の自治意識をたかめ、またこの自治意識のたかまる過程で市民自身によるコミュニティづくりが推進されるであろう。

そのために市は、つぎの市政課題にとりくまなければならない。

(A) 豊かな市民生活の実現

武蔵野市は市民に質のたかいシビル・ミニマム（都市生活基準）を保障しなければならない。

シビル・ミニマムとは、なによりもまず、憲法第25条の「健康で文化的な生活」の保障にもとづく日本国民の基本的な「生活権」である。この生活権は、所得保障と環境保障とからなりたっているが、自治体はとくにこの環境保障について国以上に直接的な責任をもっている。

したがって、シビル・ミニマムは自治体の政策策定の基準となるものである。それゆえ武蔵野市はこのシビル・ミニマムの保障を市民の権利、自治体の義務とみなし、その基準の向上に積極的に努力する。

このシビル・ミニマムは市民生活の多様化、高度化に対応しうるような基準で実現されなければならない。だが同時に、シビル・ミニマムは全市民に公平かつ平等に保障されなければならない。特定の圧力によって、かたよった不均衡な政策をとることは許されない。それゆえシビル・ミニマムの保障を課題とする市政は、すべての市民の合意をうるように、計画的

に運営される必要がある。

したがって、武蔵野市民のシビル・ミニマムの充足ならびに拡充を、基盤計画・文教計画・福祉計画にわけて推進し、すべての市民に豊かな市民生活を保障しようとするものである。

(1) 現代的都市基盤の整備——基盤計画

- ① 生活道路
- ② 大量輸送網の適正配置
- ③ 上水道
- ④ ゴミ収集・処理
- ⑤ 街路灯
- ⑥ 防 火
- ⑦ 防 災
- ⑧ 幹線道路
- ⑨ 土地利用計画
- ⑩ 農工商の条件整備

(2) 人間性を培う教育・文化の充実——文教計画

- ① 小中学生教育
- ② 幼児教育
- ③ 社会教育
- ④ 市民文化活動
- ⑤ 市民による教育・文化の創造

(3) 健康であかるい市民生活の保障——福祉計画

- ① 健康管理・医療体制
- ② 環境衛生

- ③ 社会保障
- ④ 老人問題
- ⑤ 勤労青少年
- ⑥ 消費者行政
- ⑦ 交通安全
- ⑧ 公害防止
- ⑨ 市街緑化・美化
- ⑩ 市営住宅
- ⑪ 市民相談

(B) 都市改造の六大事業計画

市民による、市民のための現代的な都市生活基準の確立とその保障は、都市構造の改革によってはじめて成果をあげることができる。都市構造の改革と都市生活基準の充実は有機的にむすびついている。

自然発生的な都市構造を、緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」につくりかえていくことが、今日の武蔵野市政の新しい課題である。

したがって都市改造の計画としては、現在進行中の全市完全下水道化計画ならびに吉祥寺駅周辺再開発計画をふくめてつぎの六大事業とする。

- (1) 緑のネットワーク計画
- (2) 市民施設のネットワーク計画
- (3) 全市完全下水道化計画
- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- (5) 中央地区整備計画

(6) 武蔵境駅周辺開発計画

そのうち(1)(2)はネットワーク型計画であり、(4)(6)は拠点開発型計画であるが、(5)はネットワーク型と拠点型の混合となっている。(3)は都市基盤整備の計画である。

この六大事業は、単独事業として孤立しているものでない。それぞれの事業は、コミュニティづくりから市政全体に多様な波及効果をおよぼして、武蔵野市における現代的都市生活基準そのもののレベルアップをもたらすものである。これらは武蔵野市の都市改造戦略の六つの環として位置づけられなければならない。

Ⅳ コミュニティの誘導戦略

コミュニティづくりの戦略的誘導のためにまず六大事業計画の第2，市民施設のネットワーク計画が直接重要な意義をもつ。市民自身のコミュニティづくりを市は積極的協力をおこないその実現を支援するために，市民参加によって，市民施設の計画的な適正配置を責任をもって実現しなければならない。ことに市民施設の市域全体における全体効果をたかめるためにネットワークシステムをとることが重要である。

さらにコミュニティ内部の生活道路の整備，コミュニティを相互に結ぶ六大事業計画の第1の緑のネットワークの計画をもこのコミュニティづくりの一環として想定している。

(A) 市民施設の計画配置

現代の都市生活においては，かつての村の鎮守や寺がもっていた遊びや祭りの場，あるいは集会の場の役割が，現代の「ふるさと」武蔵野市において果されるためには，市民施設のネットワークを計画的につくりあげなければならない。

武蔵野市政は，これまでかなりの努力をはらってきたが（第4・5図参照）コミュニティにおける遊び場や集会所などの市民施設はかならずしも充分でなく，また全市民の集会の場となるような市民ホールをもっていない。もしこれがみたされてくるならば，これまで以上に，市民ごとに老人や青年，婦人らの文化活動，スポーツ，レクリエーションがより盛んになるとともに市政参加も活発となるであろう。

ところで市民施設を機能的に分類すれば次のようになる。

- 行政施設 — 市役所，市出張所
- 公共施設 — 郵便局，ポスト，公衆電話，交番，消防施設など
- 教育施設 — 保育園，幼稚園，小学校，中学校，児童センターなど
- 文化施設 — 図書館，展示場，小音楽ホールなど
- 体育施設 — グランド，体育館，プール，テニスコートなど
- 福祉施設 — 福祉会館，老人ホームなど
- 広場施設 — チビッ子広場，児童遊園，公園など
- 集会施設 — 市民ホール，公会堂，各種集会所など

市民施設ネットワーク計画のなかで重点的に拡充する必要のあるものはコミュニティレベルにおけるチビッ子広場，児童遊園，集会施設の拡充，地区レベルにおける公園，プール，児童センター，全市レベルでの体育施設，大型会館ないし市民ホールである。

だが46年以降5カ年は，学校鉄筋化のために財源のおおくがふりむけられるので，この市民施設のネットワークの整備は緊急のものを除いては50年以降の目標とならざるをえない。

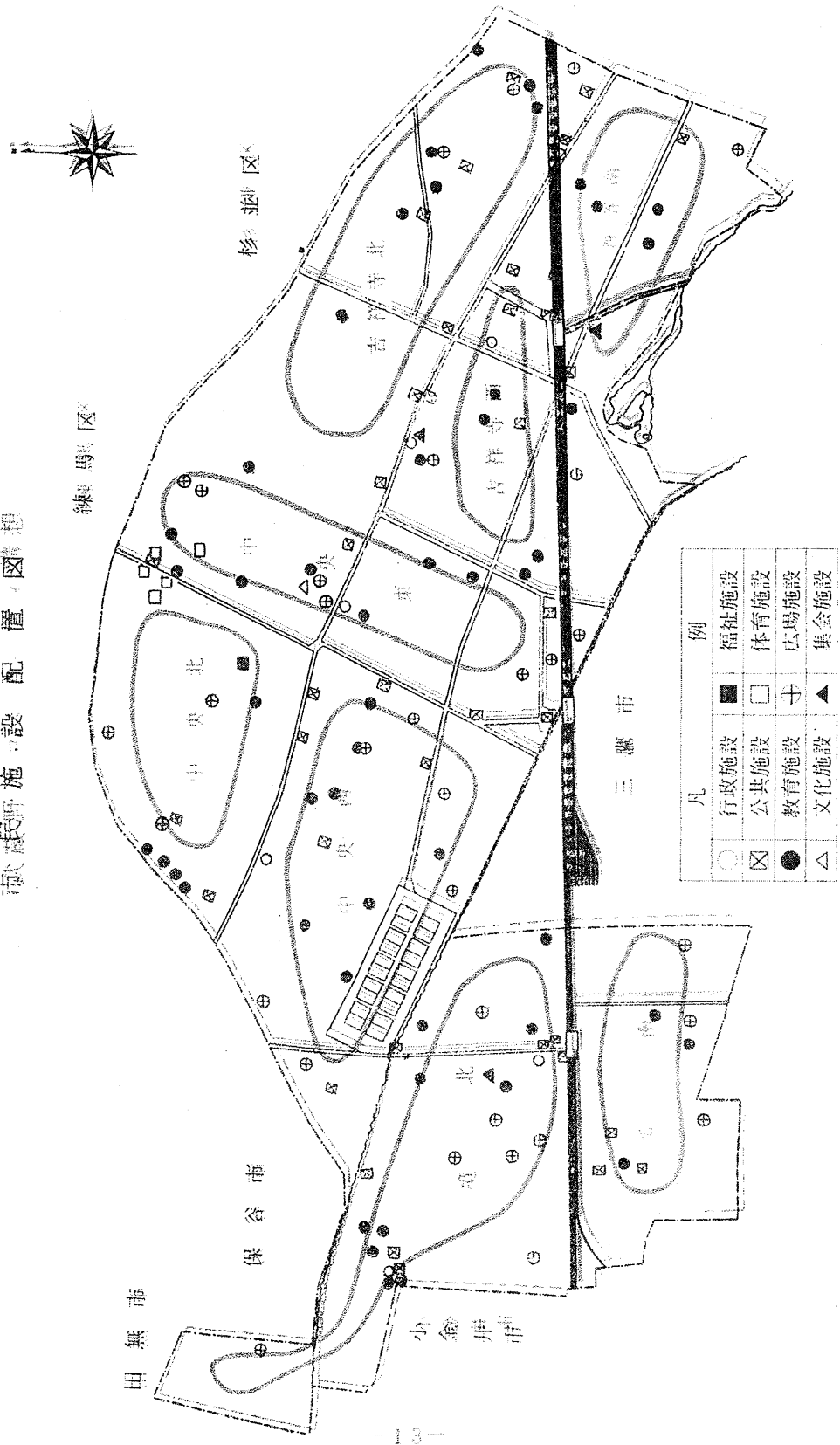
その間市民施設ネットワークの具体化のためのプロジェクト・チームを編成し，市民参加によって市民施設長期計画を策定する必要がある。また用地の先行取得をおこない，できるだけ多くの市有地を獲得しておく必要がある。

なお，市民施設長期計画の策定にあたって留意すべき点は次のとおりである。

1. 大型会館の建設にあたっては，多目的利用を考え，婦人会館，教育会館，労働会館などの単一目的の会館の建設をできるだけさける。
2. 市民施設は，規模の大小を問わず緑地や遊び場と結びつけ市民センタ

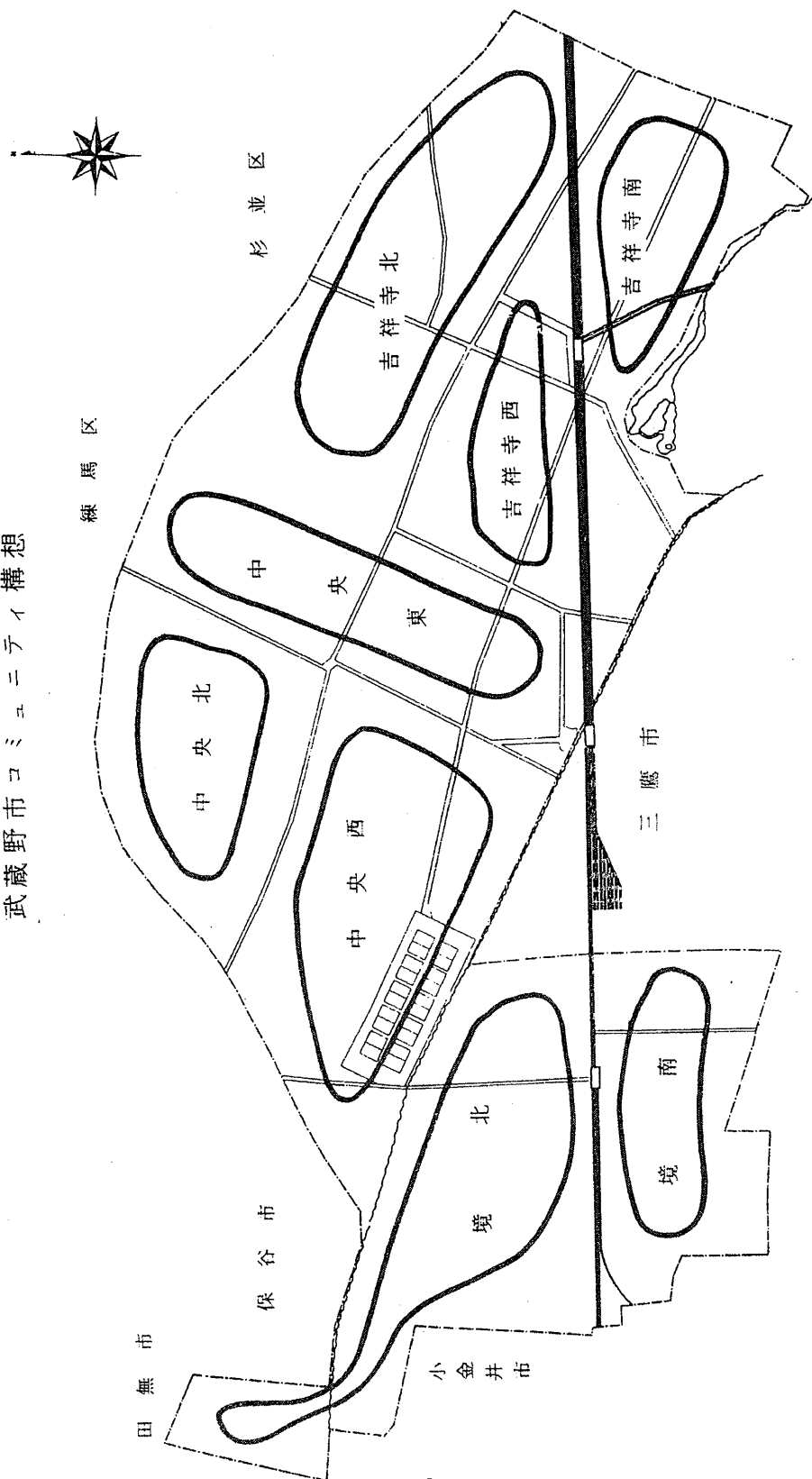
第 4 図

市民施設配置図（理想）



第 4 図

武蔵野市コミュニティ構想



第 5 図

既設公共施設一覧表

地区	年 度		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	事 業 名												
東 部	市 出 張 所	本 宿 公園通 26成蹊前											
	公 会 堂												
	市ガイドコーナー												
	消 防 団 結 所	26二分団 30二分団 17三分団											
	社会教育学習室	小											廃止
	学童保育こどもクラブ												
	保 育 園	36南保育園								鉄筋化			
	児 童 遊 園	31東 部 34本 宿			本町						松瀬		
中 部	ちびっこ広場											御殿山	
	市 庁 舎	4庁 舎											
	診 療 所	24第1診療所											
	市 営 住 宅	29北 町			北町鉄筋化		北町鉄筋化			西久保			
	公 益 質 屋	25											廃止
	消 防 団 結 所	30四分団 24五分団 17六分団							五分団改築			六分団改築	
	福 祉 会 館												
	図 書 館	21				鉄筋化							
	社会教育学習室	四 小 一 中							中	四小			
	学童保育こどもクラブ	大野田小											
	市 営 運 動 場	陸上競技場 24野 球 場 サッカー場											
西 部	保 育 園	26日赤保育園											
	児 童 遊 園	25八 丁 24市役所前 26西 久 保			北町		都宮						
	ちびっこ広場										北中 町(2)保	西久保	
	市 出 張 所	26関 前 34桜 堤 境 駅 前											
	市 民 会 館												
	消 防 団 結 所	七分団 15八分団 29九分団 21十分団											
	学童保育こどもクラブ					五小			桜堤				
部	保 育 園	30千川保育園			桜堤							境	
	児 童 館											桜堤	
	ちびっこ広場									境南	境(2)	八関境境 轄町前(3)南	

一的機能をもつように設計する。

なおさしあたって集会所の不足をおぎなうため、市の集会所、集会室の高度利用のほか学校の教室の利用、一般家庭を含む民間施設の利用をはかる。

(B) 生活道路の整備

武蔵野市の道路を国道、都道、市道、私道の管轄別の分類をこえて、生活道路と幹線道路に大別する。生活道路は市民の日常生活に密着したコミュニティの動脈となる道路をいうが、その機能は自動車の無秩序な進入によって失われようとしている。生活道路はたんに市民の家庭と学校、駅市場、公園などを結ぶ歩行ないしサイクリングの道として使用されるばかりでなく、同時に子供の遊び場でもあり、また市民の出会いの場でもある。また、公衆電話、消火栓、電柱がおかれ、地下には、上下水道、都市ガスが埋設されている。

それゆえ生活道路は十分に整備され、安全と静けさが保たれなければならない、他方市は、幹線道路の整備につとめることによって、自動車が生活道路に入らないような方法を講ずる必要がある。

1. 生活道路を整備する。すでに武蔵野市では、市道舗装率94%、私道舗装率59%となっているが、市道については、舗装の質の向上を図りまた私道については、その舗装率を46年度以降5カ年に90%にかためる。ただし遊び場などに利用するために特定の私道を地域市民の要求によって未舗装のまま土を残すことも考慮する。

農地の宅地化にあたっては、道路配置を指導し、市全体の道路水準の上昇に努力する。

2. 交通事故，騒音，振動，排気ガスを追放する。そのため歩道，ガードレールを必要に応じて設置する。また自動車の一方通行，一時乗入禁止，全面乗入禁止を関係機関と協議のうえ計画的に推進し，自動車の通過交通を生活道路からしめだし，これによって自動車による公災害の発生防止につとめる。
3. 遊び場道路，緑の遊歩道，公園道路，サイクリング道路等の指定，建設を推進する。

(C) 緑のネットワーク造成

この緑のネットワークは，コミュニティをつなぎ同時に市民施設ネットワーク計画との関連で，遊び場，遊園地あるいはその他の市民施設の緑化と結合されるべきである。

公害をはじめ都市問題の激化している今日，武蔵野市に緑を計画的に導入していくことは緊急の課題である。緑は，市民生活を豊かなうらおいのあるものにするだけでなく，公害防止のためにも不可欠の要請であることは，今日，武蔵野市民の共通の理解となった。

武蔵野市には，市の公園はないが，農地や屋敷林などの緑はまだ残されている。井の頭公園，小金井公園の大緑地と関連させながら，これらの残された緑を体系的に結びつけるとともに，さらに積極的に緑地を造成し，また公園をつくっていかなければならない。（第6図参照）

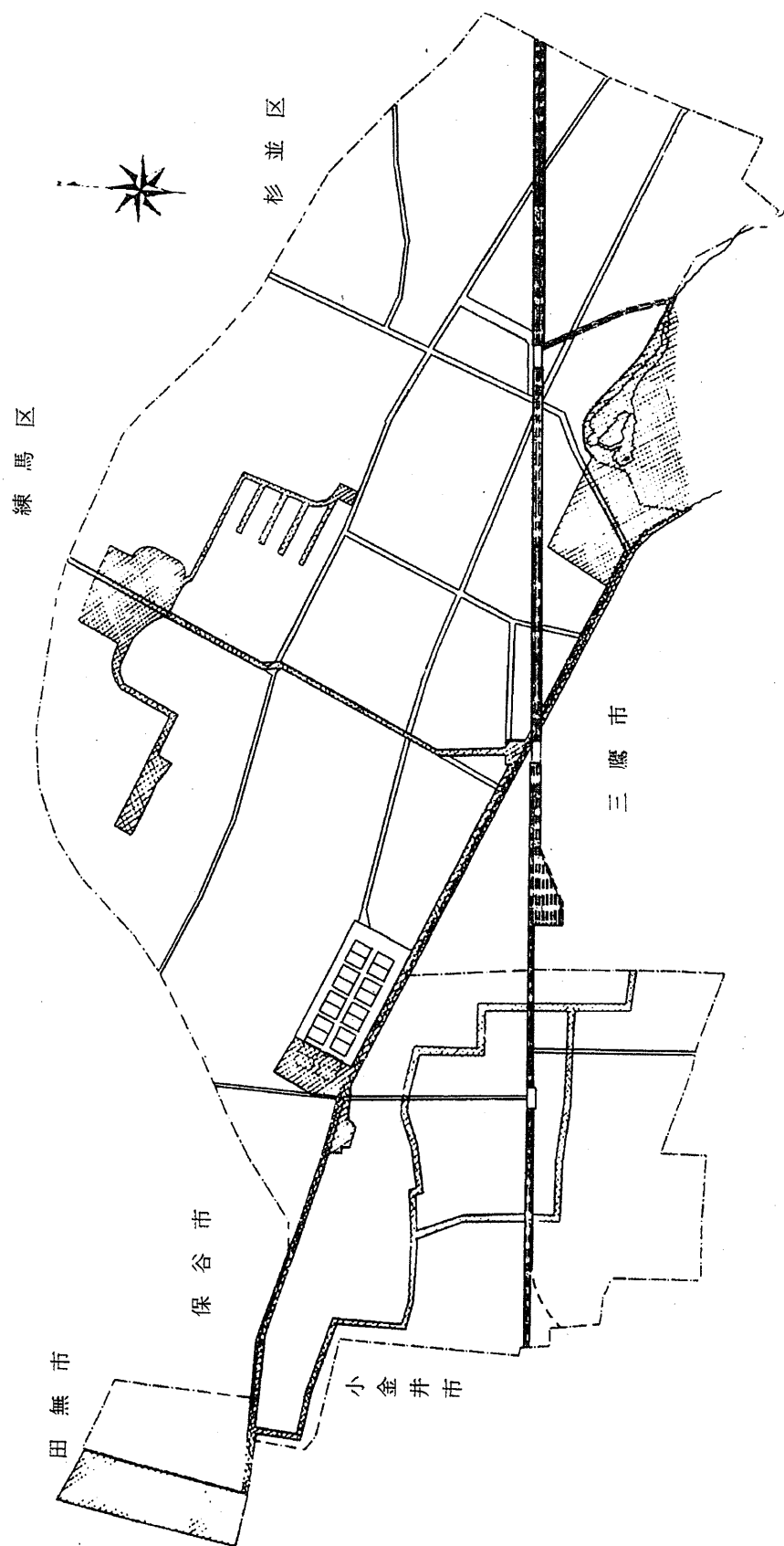
この緑のネットワークが完成すれば，武蔵野市民の緑地は飛躍的に増大する。また中央地区，境地区は緑のあふれる地区に変貌するであろう。なお吉祥寺地区の緑の導入は都市再開発計画の過程でおこなうものとするが50年以降において，具体的な構想をたてるものとする。

この緑のネットワーク計画の具体化を早急におこなうため、市民代表による「緑化市民委員会」をつくる。またその実施にあたっては、これが新しい重要な市政課題であるため、市の行政機構に造園部門をおく。緑のネットワーク造成は、新しい発想ならびに技術と手法を必要とするからである。

くわえて、コミュニティ単位における一般家庭、学校、官公庁、会社などにおける一般市域の緑化、美化運動とむすびつくべきであることは当然であろう。

第 6 図

緑のネットワーク計画



以上が武蔵野市のコミュニティづくりの構想であるが、それは市民参加と市の計画的行政との結合による長期的課題として位置づけられ、制度的強制にならないように配慮されている点、さらに特定地区のみに大量の財源投下となるようなプロジェクト計画としての青写真主義におちいらないように市域全体のシステム計画となっている点が、武蔵野市のコミュニティづくりの特性である。

なお、中央線吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅周辺の再開発を積極的におこなっていくが、これは戦略的拠点開発の意味をもつものであり、三駅勢圏を中心に八コミュニティ全域にたいする波及効果を誘導しようとするものである。